平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月16日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	9
1 1 番 林 信 好 議員	1 0
5番 竹 田 悦 子 議員	1 5
管理者提出議案の上程及び説明	2 0
議案第1号の説明、質疑、採決	2 1
議案第2号の説明、質疑、採決	2 2
議案第3号の説明、質疑、採決	2 5
議案第4号の質疑、採決	2 7
議案第5号の説明、質疑、採決	2 9
議員提出議案の上程及び説明	3 0
発議第1号の質疑、採決	3 1
管理者あいさつ	3 2
閉 会	3 3

平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。 平成19年2月9日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

- 1 期 日 平成19年2月16日(金)午前9時
- 2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室
- 3 附議事件
 - 1 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
 - 2 埼玉中部環境保全組合職員定数条例の一部を改正する条例
 - 3 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)について
 - 4 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について
 - 5 運転管理業務委託契約の締結について

〇 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員(17名)

1番	羽	鳥	功	_	議員	2番	片	Щ	幸	生	議員
3番	田	中	克	美	議員	5番	竹	田	悦	子	議員
6番	石	井	忠	良	議員	7番	八	幡	正	光	議員
8番	岡	田	恒	雄	議員	9番	福	島	忠	夫	議員
10番	桂		祐	司	議員	11番	林		信	好	議員
12番	作	Щ	_	夫	議員	13番	小	柳	幸一	郎	議員
14番	内	野	正	美	議員	15番	長	嶋		操	議員
16番	内	山	幸	雄	議員	17番	島	野	和	夫	議員
18番	石	倉	_	美	議員						

〇不応招議員(なし)

平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成19年2月16日(金曜日) 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第3号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第4号の質疑、採決
- 第11 議案第5号の説明、質疑、採決
- 第12 発議第1号の質疑、採決
- 第13 管理者あいさつ

閉 会

〇出席議員(17名)

1 耆	野 羽	鳥	功	_	議員	2番	片	Щ	幸	生	議員
3 耆	番 田	中	克	美	議員	5 番	竹	田	悦	子	議員
6 習	看 石	井	忠	良	議員	7番	八	幡	正	光	議員
8 컵	音 岡	田	恒	太隹	議員	9番	福	島	忠	夫	議員
10智	替 桂		祐	司	議員	11番	林		信	好	議員
1 2 習	香 作	山	_	夫	議員	13番	小	柳	幸 -	一郎	議員
1 4 習	香 内	野	正	美	議員	15番	長	嶋		操	議員
16智	香 内	山	幸	太隹	議員	17番	島	野	和	夫	議員
18智	看 石	倉	_	美	議員						

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管	理		者		新	井	保	美	君
副	管	理	者		原		和	久	君
副	管	理	者		石	津	賢	治	君
事	務	局	長		原			勇	君
庶	務	課	長		新	井	久	夫	君
施	設	課	長		水	村		清	君

○職務のため出席した事務局職員

書 記 成井治久

開会の宣告

(午前 9時00分)

〇岡田恒雄議長 ただいまから平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は17名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、1月21日、元副管理者、嶋村孝氏がご逝去されました。

ここで、故嶋村孝氏のご冥福をお祈りするため、1分間の黙・をいたしたいと思いますので、ご 協力をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔默•〕

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。ご着席ください。

開議の宣告

○岡田恒雄議長 これより本日の会議を開きます。

議事日程について

○岡田恒雄議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

会議録署名議員の指名

○岡田恒雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、2番、片山幸生議員、3番、田中克美議員、5番、竹田悦子議員 を指名いたします。

議会運営委員長報告

○岡田恒雄議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月9日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いい たします。

八幡議会運営委員長。

○八幡正光議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、 日程第2、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る2月9日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程

について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次ご説明を 申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、議会行政視察報告と管理者諸報告であります。議会行政視察報告は、副議長より行います。

日程第5、一般質問、質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再 質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明の後、議案審議を行うこととし、日程第10、議案第4号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算につきましては、休憩をとりまして全員協議会を開催することと決定いたしましたので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。提出議案につきましては、日程第7、議案第1号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、日程第8、議案第2号 埼玉中部環境保全組合職員定数条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第3号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)について、日程第10、議案第4号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について、日程第11、議案第5号 運転管理業務委託契約の締結について、日程第12、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の提出について、以上であります。

なお、地方自治法の一部改正により、当組合の規約変更について各構成市町の3月議会に議決をお願いする予定となっており、この変更に伴い、当組合の埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正が必要となりますが、議会開会のいとまがないと認め、専決処分もやむを得ないと議会運営委員会で判断いたしましたので、ご了承賜りたいと存じます。

また、本日は昼食の用意をしておりますので、ご承知願います。

以上、議会運営委員会の報告とします。よろしくお願いします。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

会期の決定

○岡田恒雄議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、2月16日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

諸報告

○岡田恒雄議長 日程第4、諸報告を行います。

- 6 -

初めに、昨年11月8日、9日、10日に議会行政視察研修を実施しておりますので、副議長から報告を申し上げます。

石倉副議長。

○石倉一美副議長 おはようございます。それでは、ご報告を申し上げます。

平成18年度議会研修報告。昨年、議会行政視察研修を実施いたしておりますので、その概要をご 報告申し上げます。

お手元の報告書をご参照ください。実施日は、11月8日、9日、10日であります。初日に大阪市環境事業局舞州工場、2日目に愛知県田原リサイクルセンター・炭生館を視察いたしました。視察目的は、最新のごみ処理施設、リサイクルプラザ等を視察することにより、今後の当組合の運営に資することであります。参加者は15名、2名の欠席であります。また、執行部より正副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行いたしました。

初めに、大阪市環境事業局舞州工場の概要について申し上げます。大阪市には清掃工場が10カ所あり、舞州工場は福島区、此花区のごみを処理しております。平成13年4月竣工、建設費は609億円、プラントは日立造船、建物は竹中工務店、大成建設、銭高組の共同事業体であります。

焼却設備の処理能力は、450トンの炉が2基で900トン、粗大ごみ処理設備は1日170トンの処理能力で、余熱利用設備として蒸気タービン発電機1基を備えております。発電設備は最高3万2,000キロワットの発電機能がありますが、通常2万4,000キロワットを発電、これは一般家庭の使用量の約5万4,000件分に相当するとのことで、このうち6,000から8,000キロワットを清掃工場で使用し、残りは関西電力に売電しており、売電額は年間約6,700万円であります。

説明を受けた後、施設を案内していただきましたが、小学校4年生の社会科見学の場所になっていることから、マスコットをつくり、小学生にわかりやすく施設見学ができるよう案内が工夫されておりました。

舞州工場は、オリンピック誘致の用地として整備された場所に、2008年オリンピックが北京に決まったのを受け、その土地の有効活用の一つとして州の玄関口に建てられたものであります。清掃工場というとマイナスのイメージが強く、州の玄関口ということもあり、象徴的なものにしたいということで、外観のデザインをウィーンの画家で自然保護建築のデザインでも有名なフリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏にお願いし、デザイン料は6,600万円とのことで、技術・エコロジー・芸術の融和のシンボルとなるようにとの意図が込められておるとのことであります。

次に、2日目に視察いたしました愛知県田原リサイクルセンター・炭生館の概要について申し上げます。初めに、田原市は、平成15年8月、田原町と赤羽根町が合併し、田原市が誕生、その後、平成17年10月、渥美町が合併して現在の田原市となっており、人口約6万6,000人、世帯数約2万世帯であります。

施設の概要でありますが、流動床式炭化システムを採用し、可燃ごみから炭化物を生成、コーク

ス燃料の代替品、保温材の代替品として利用しておるとのことで、処理能力は30トンが2基で1日 60トン、ごみ処理予定量は年間約1万6.000トンであります。

炭生館の整備は、平成12年12月、当時の渥美郡田原町、赤羽根町、渥美町の3町が、環境負荷の軽減と循環型社会への適応を配慮した可燃ごみの固形燃料化施設をPFI手法により整備すると決定したことから始まっております。平成14年4月、5グループが提案書を提出、審査を重ねた結果、同年5月、日本ガイシ(株)大成建設(株)セントラルリース(株)(株)テクノ中部、中部鋼鈑(株)のグループを事業主として決定、同年8月、この民間5社で15年間だけ田原市の可燃ごみ処理を請け負う会社、グリーンサイトジャパンを設立し、事業に着手、平成17年3月に田原リサイクルセンター・炭生館が竣工しております。施設の建設に2年、事業期間15年の計17年間にわたり、総額100億円で委託し、ごみ収集は市の仕事であります。PFI手法を取り入れることにより、事業期間中における市の負担総額は、直接実施する場合と比較して約31%縮減とのことであります。

主な質疑としまして、資金の調達、また維持管理の状況についてお聞きしたところ、グループ5社で各企業のノウハウを結集した役割分担ができております。ファイナンス、経理事務はセントラルリースが受け持ち、建設費は約36億円、国庫補助が約12億円、残り24億円は銀行からの借り入れで15年返済であります。維持管理については、通常行われる予防保全はせず、壊れたら徹夜してでも直すという方法で経費の削減に努めております。グループ5社にプラント会社、建設設備会社が入っているからこそできる手法で、このあたりが公共の発注事業と大きく異なるとのことであります。

また、ごみ処理事業を行うに当たって、公共ならば利益追求はしないが、会社となると利益を追求しなければならないと思うがどうかの質問に対しては、グリーンサイトジャパン(株)は、事業計画等を担保として銀行からお金を借りている銀行管理の会社のため、株主の自由にはならず、5社それぞれが受託した分野での利益追求を行うことになり、グリーサイトジャパン(株)としての利益追求はしないとのことであります。

以上が視察の概要でありますが、活発な質疑が行われ、まことに有意義な研修でありましたことを申し添えまして、研修報告といたします。

以上であります。

○岡田恒雄議長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告についてご質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質問がないようでございますので、副議長の報告を終わりにさせていただきます。 続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いい たします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変ご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

報告に先立ちまして、先ほど1分間の黙・をいただきましたが、平成14年11月から平成17年9月までの約2年10カ月にわたり、当組合の副管理者としてご活躍されました嶋村孝前川里町長さんが1月21日に逝去されました。これからのご活躍が期待される57歳という若さでのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の運転状況及び事務の執行 状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成18年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。搬入されましたごみの量は、可燃ごみが3万4,857.91トン、粗大ごみが1,014.16トン、合計3万5,872.07トンでありますが、平成17年度は鳥インフルエンザに関係いたします受託があり、今年度は小川地区衛生組合からの受託がございましたので、受託量を除いた管内発生ごみ量で比較しますと96.58トン、0.28%の減となっております。

次に、運転管理につきましては、予定しておりました定期点検整備、各施設の点検整備、保守点検作業等も終了し、良好な運転管理を継続しており、業務も順調に進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、ご案内のとおり、平成18年度、国土交通省の建設業の経営革新モデル事業として、当処分場にてフロートバイオシステム工法の実証試験を実施いたしております。BODの数値につきましては、原水に対し、処理後は半分以下の数値となっており、この工法による成果が認められます。6月まで実証試験を行い、その結果を踏まえまして今後の対応を考えてまいりたいと存じます。

終わりに、今後もより健全な財政運営と安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の 一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。ありがとうござい ました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。

何かご質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質問がないようですので、管理者の諸報告を終わります。

一般質問

〇岡田恒雄議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問並びに答弁は、簡潔にお願いをいたします。

1番目の通告者、林信好議員の質問を許可いたします。 林信好議員。

○11番 林 信好議員 皆さん、改めておはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただ きましたので、既に通告してあります 1 件 4 項目についての一般質問を行います。

ごみの問題は、地方自治体や住民の関心も高く、大きな関心事であります。これまでの社会構造の変化の中で、その原因については、大量生産、大量消費、大量廃棄となった生活様式、また使い捨て製品が多過ぎると考えている人が多数を占めております。また、問題になっております、特にこの間強調されていますが、環境汚染、財政負担などにも関心が寄せられております。こうした中で、地方自治体、広域行政を担う現場の指導性が改めて問われていると思います。

現在、ごみの減量、リサイクル化が多くの市町民、団体の協力と関係者の努力で進められております。しかし、この間の推移を見ますと、平成11年に前年度マイナス11.09%、12年、プラス28.15%、平成13年、減5.41%、平成14年、マイナス4.88%、15年、プラス2.82%、16年、マイナス8.84%となっております。そして、16年から18年と減少傾向にあるものの、まだまだ安心していられる状況ではありません。さらなる対策が求められるのではないでしょうか。

さて、先ほど申しましたこの数値については、中部環境センターの概要、この中にありますごみの搬入量の増減であり、管内で見ますと13年度から減少傾向にあると言っております。センター全体で、年度間の増減、管内での減少傾向、この二つの課題を分析しつつ、さらなる減量をどう進めていくのか、ここに課題があるのではないでしょうか。

そこで、質問をいたします。件名の第1、ごみ減量の現状と課題について4項目であります。

- (1) 中部環境として、この間の処理量の推移から課題についてどう検討されているのか。
- (2)、行政区担当者会議での具体的協議内容について何を協議されてきたのか。
- (3) 事業系ごみのその後の状況について、とりわけ取り組みと結果についてもお聞きしておきたいと思います。
 - (4) 不法投棄の現状と対策。

既に昨年の5月議会で同様の質問を行っております。その点を踏まえてのご答弁をお願いしたい と思います。

以上であります。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 ご質問のごみ減量の現状と課題につき、まず1点目の処理量の推移と取り組み の課題についてお答えいたします。

林議員さんも触れておりましたが、平成13年度から過去5年間の構成市町処理量の推移は減少傾

向で、構成市町及び当組合の広報における啓発、住民の分別意識の高揚により減少しているものと 認識しております。

お尋ねの課題といたしましては、現在、構成市町では、住民に指定袋を購入していただき、可燃ごみを出しておりますが、全国でもごみの有料化を実施している自治体もあります。また、坂戸市では、買い物先でレジ袋を受け取らない市民を対象に、市の指定袋をプレゼントするレジ袋削減キャンペーンを展開していると伺っております。しかしながら、分別には限られた範囲があると考えられますので、坂戸市のようにごみを抑制する対策、可燃ごみ有料化の協議、検討が今後の最重要課題と認識しておりますので、管内協議会に協議、検討をお願いしてまいりたいと考えております。

2点目の担当者会議の主な協議内容といたしましては、搬入許可基準の統一化について、木、枝、角材などの直接搬入について、指定袋の標語について等であります。このうち、指定袋の標語につきましては、12月号の組合広報にも掲載いたしましたが、協議、検討の結果、「ゴミ減量一人ひとりの自覚から」の標語を指定袋に印刷することに決定しております。今後とも、組合がイニシアチブをとり、担当者会議を継続し、諸問題について協議、検討をしてまいりたいと考えております。

3点目の事業系ごみのその後の状況につきましては、構成市町職員と共同で搬入ごみ調査を6月、8月、11月、1月に実施しており、調査のたびに未分別などが確認され、毎回注意や分別啓発の指導を行っております。このうち、過去2回の調査で申請区域外や未分別の搬入の問題があり、組合と担当課で厳重注意をしたことのあるA許可業者を1月に実施した調査では、分別が徹底されており、適正な搬入でありました。組合と担当課の働きかけにより、改善が図られたものと受けとめております。しかしながら、いまだすべての業者の分別が徹底されている状況ではありませんので、搬入ごみ調査を定期的に継続し、また構成市町においても、搬入業者を対象として基本的事項の注意を説明会で実施していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

4点目の不法投棄の現状と対策につきましては構成市町の所管と認識しておりますが、不法投棄は大きな環境問題でもあります。特に河川敷の不法投棄は多く、管内では埼玉県央域荒川クリーン協議会が組織されており、毎年11月、荒川河川敷内の不法投棄一斉撤去を実施し、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃物や家電リサイクル対象のテレビ等を回収していると伺っております。

埼玉県の平成17年度県内不法投棄実態調査では、71市町村中55市町村の回答があり、不法投棄は2万2,227件と伺っております。構成市町では、不法投棄をされやすい場所のパトロールを実施し、防止に努め、パトロール中の回収、また住民からの連絡により早期の回収で対応し、平成17年度実績は管内で850件と伺っております。また、当組合といたしましても、不法投棄対策として周辺の不法投棄物の回収を行い、再発防止に努めております。

以上でございます。

- ○岡田恒雄議長 林信好議員。
- ○11番 林 信好議員 一通りご答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

処理量の推移、取り組みということでは、全体として減少傾向にありますが、それもなかなか思ったようには減少になり切れないという部分があると思います。中部環境の広報の1面では、「家族みんなでごみの分別、減量にご協力を」、これが1面の表紙の中にあります。そして、ごみ減量化を進める上で重要なのは水分、水切りを進めると大幅な減量になるということが、埼玉エコ・リサイクル連絡会の水分按分法でこれがついに明らかにされておりますし、広報でも、これによって焼却4万トン、現在でありますけれども、この量を大幅に減らすことができる、そしてそれが経費の削減につながってくるということがこの間広報で掲載されておりました。

ところが、全体の紙面を見ますと、やはり、何しろ減らすのだから、こういう部分でやってくださいよというのが網羅的に書かれているというのが私の印象であります。特に水分が約50%を超えるほど、じん芥のものについては多いわけです。そうなってくると、当然一番にこの水切りを進めていくということを、今度は真っ先に強調していく必要があるのではないかなというふうに考えます。1日50グラムのごみを減らそう、そういうことでやって、それで一定の効果がありました。しかし、その後なかなか減らない。容器リサイクル法だとかいろんなものがどんどん出てきて、全体のごみ量としてはそんなに大きな変化はない。ですから、水分を減らすことによって焼却量を大幅に減らすことができる、そういうのを考えたときに、ぜひこの部分では、ごみを出す際には十分な水切りをしてくださいということをぜひアピールできるような方法を考えていただきたいと思いますけれども、そのことについてのご見解をお聞きいたします。

それから、二つ目の行政区担当者会議での具体的な協議内容でありますけれども、一部今概略的にお話をいただきました。この担当者会議は、昨年のたしか6月から4回ほど行われているというふうにも聞いておりますけれども、もう少し整理をして、一歩突っ込んだ形で、何が協議されているのか、ぜひお話をいただきたいというふうに思います。

それから三つ目には、事業系ごみのその後の状況についてということで、事業者にいるいろ注意をし、改善がされてきているという部分については評価させていただきます。しかしながら、まだまだこの事業系のごみについてはなかなか、分別もそうでありますけれども、済み切れていない。量を減らすというときには、分別するということと過重包装をなくすということも同時に考えていかなければならないわけでありますので、こういうことに対する見解を改めてお聞きしておきたい。

それと、4番目の不法投棄の現状と対策ということでありますけれども、昨年、今回出てきている数字というのが大体昨年の状況です。そして、県の方ではまだつかみ切れていなかった部分を努力していただいてつかんできている、それだけでなく、さらに組合としても不法投棄の回収をした、この努力については改めて評価をさせていただきます。

しかしながら、55団体が2万2,227件と言われていますと、単純に言えば一地方自治体が400件近くの不法投棄の回収をしている、そういう状況でありますけれども、これは基本的にはこの中部環境が主体となって行う部分ではなくて、それぞれの地方自治体が行っていくというような原則であ

りますけれども、さらにその辺では環境センターがある程度主導的な役割も果たしていく必要性も ある、こういうことから考えますと、やはりもう一回り努力していただきたいというふうに思いま す。

それで、なぜそのことを言うかといいますと、これは850件の件数の、細かい状況は省きますけれども、行政区によっていろいろ違います。それから、回収方法やあるいは発見の体制だとか、お互いの件数の数え方の違いもあるように伺っております。そういう点では、統一的なやっぱり回収の見方といいますか、そういうものを担当者会議の中で煮詰めていった方がいいのではないかなというふうに感じるところです。やはり、前回5月の質問の中でその辺の問題も出ておりますので、改めてそのことについて見解をお聞きしておきたいと思います。いずれにしても、市民や関係者の皆さんは大変努力されている、そして少しずつではありますけれども、着実に減少傾向にある、これをさらに進めていくという立場からの質問でありますので、よろしくお願いします。

ただ、先ほど、ちょっと前後して申しわけないのですが、担当者会議の中でごみの有料化も検討しますという話であります。しかしながら、この間、私もこのことについては何回か触れておりますけれども、有料化が必ずしもごみの減量につながるわけではない、ましてや今非常に市町村民の生活が大変厳しくなっている。むしろ、ほかの例でありましたように買い物袋のお勧めだとか、あるいは先ほど言った水切りだとかということで、ごみをいかにして今減らすのか、やっぱりそのことを中心にすべきだなというふうに個人的な見解を持っておりますので、そのことを理解していただいた上で4点についてのお答えをいただきたい。

以上であります。

○岡田恒雄議長 再質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 1点目のごみの水切りのアピールということでご要望がございました。

私ども、ご案内のとおり、組合の広報紙を発行しております。私ども職員一丸となってごみの減量に努めておりますけれども、やはり限界がございます。先ほどの答弁にもいたしましたように、広報で一般住民から標語を募集いたしました。先ほど報告させていただいております。かなりすばらしい標語と認識しております。「ゴミ減量一人ひとりの自覚から」、この関係を私ども構成市町18万6,000人の方々がご理解をいただければというふうに考えて、まだ印刷は入っていないのですけれども、指定袋の在庫がございます。そこで、在庫が切れ次第、この標語を入れた周知徹底をしてまいります。水切りは確かに重さの制限では大変重要な問題でございますので、これから広報紙等に掲載させてPRをしてまいりたいと考えております。

2点目の担当者会議の具体的な内容につきまして、先ほど3点ほど申し上げましたけれども、林 議員さんのご質問のこの件につきましては、担当者会議で7項目の協議をいたしております。その 具体的な内容ですけれども、許可証の発行の際、一般廃棄物と産業廃棄物の区分けが一部統一されておりませんので、検討しております。先ほども不法投棄の件で、回収方法の統一見解をということで再質問がありましたけれども、やはり一部統一されていないところがございます。

次に、木、枝、角材の直接搬入につきましては、現在粗大ごみは有料化しておりますが、多様な 形状で混在している場合、大きさ、長さの一つの確認が大変難しいことから、組合での従量制にす べきではないかという検討もしております。まだ継続審議中でございます。

指定袋につきましては、先ほど来触れておりますけれども、組合広報で募集し、募集のあった標語の協議、検討の結果、先ほど申し上げました、もう一度申し上げますけれども、「ゴミ減量一人ひとりの自覚から」に決定させていただきました。

搬入ごみの調査の違反業者につきまして、文書注意をする誓約書を提出させる、短期間の搬入停止をする、許可の停止と段階的に対処する検討をし、課長会議に提案しております。また、排出事業者及び収集業者に対する分別啓発を行う必要があると協議しております。やはり、3点目に絡みますけれども、分別収集を促すパンフレットの制作に取り組んでおります。

次に、管内の一般廃棄物処理経費の実態調査につきまして、2月までにまとめるべく調査中であります。以前、構成市町2市1町のごみ処理の経費は、本会議で約21億かかっていると答弁した経緯がございます。18年度の経過も踏まえて、ごみ減量に少しでも経費を減らすということで、これも2市1町の担当者会議で統一見解を出して、契約の金額の違い、そういうもろもろのものを調査しながら、少ない経費を目指すために実態調査をするものであります。

次に、組合例規集を構成市町のホームページから検索できるかどうか協議しております。おかげさまで、吉見町のホームページに掲載いただくことが決定いたしました。私ども、CD ROM化をするために、いろいろ議員さんからご要望があり、導入をいたしました。しかしながら、やはり構成市町のホームページから見られるように、ごみは行政の最重要課題でございますので、やはり例規集を検索できるように申し入れをしているところでございます。

次に、19年度以降の年末年始及び休日の搬入ごみ受け入れにつきまして継続審議をしております。 担当者といえども、私ども構成市町の職員が一丸となって、以上の7項目について解決できたもの は今1点ございます。しかしながら、重要問題でございますので、早期解決に向けて、それと林議 員さんの統一見解をということで協議を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、分別の見解でございます。これにつきましては、私ども大変、抜き打ち検査もしながら苦渋をいたしております。何回言っても、ごみ処理業者が守らないところがあります。しかしながら、前回の、何年だかちょっと記憶ございませんけれども、私の方で違反した業者は継続して調査をするという今回の調査の結果、正式に守られた経緯もあります。しかし、まだまだ守られない各構成市町の許可業者がありますけれども、それを構成市町の許可業者の説明会がございます。そのときに厳重に注意をしていただくように分別、しかしながら、事業者、幾ら許可業者がやっても、

出す側が認識がなければ守られません。そういうものは一切受け取らないというような強い認識で 事業を進めていただくよう、これからの協議、検討、これも構成市町の統一見解を図りたく協議を 進めてまいります。

それから、不法投棄の回収方法の統一見解でございます。先ほど、荒川河川敷で毎年11月に11団体の市町村並びに協議会で実施しております。毎回、何十トンの量が出ます。中には、家電、テレビ等も不法投棄、最悪の状態も出ているという形でお話を伺っておりますけれども、不法投棄につきましては、先ほど林議員さんから当組合の取り組みについてお褒めの言葉をいただき、大変感激しておるわけですけれども、やはり構成市町の問題といえども、ごみを扱っている当組合の職員も、この周辺に不法投棄があったら率先して取り組もうということで、町の町民生活課と共同でやらせていただきました。私どもはごみを受ける立場で、不法投棄等を勝手にやっているのも、これは住民が見た場合に何かなということで、町の共同で、町主体という形ですけれども、私どもの方から申し入れたというのが現状でございます。分別の見解、不法投棄の見解は統一見解をしてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- ○岡田恒雄議長 以上で、林議員の質問は終了いたしました。 2番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。 竹田悦子議員。
- ○5番 竹田悦子議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の竹田悦子でございます。2 月定例議会におきまして、2件にわたり質問通告を出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。
 - 1、第2期大間最終処分場について。10月定例会におきまして、フロートバイオシステム工法を活用したモデル事業を11月から2月にかけて行っていくとの報告がありました。皆さんもご承知のとおり、大間最終処分場はこれまで自然浄化に頼っていたため、年間2,500万円以上も経費をかけながら、いつ地主に返却できる数値になるのか、見通しもつかない状況でしたから、今回の国土交通省のモデル事業としての工法は画期的なものと私は判断しています。しかも、費用は先方が持っているわけですから、ありがたいことです。こうしたことも踏まえてお尋ねをいたします。
 - (1) フロートバイオシステム工法の成果と課題について、(イ) 実証試験の途中経過について、(ロ) 試験で検出された数値の動向について、(ハ) 今後検討しなければならない課題についてお答えをください。

モデル事業を実施している写真及び出された記録、数値などがあれば、資料として議員の皆さん 全員に配付をしていただきたいと思いますが、岡田議長、お計らいをお願いいたします。

2、循環型社会形成推進基本計画に基づく本組合の考え方について。昨日の新聞報道によると、昨年8月に、大里郡寄居町にある埼玉県の総合リサイクル施設、彩の国資源循環工場の敷地内の防

災調整池に流入する直前の雨水排水口で採取した水から環境基準の27倍の鉛が検出されたこと、さらに12月には、同地点で採取した水から環境基準の6倍のダイオキシンが検出されていたにもかかわらず、2月7日まで公表していなかったことも明らかになりました。この工場は、一昨年、私ども組合議会が視察したオリックス資源循環工場からのものであることや、埼玉ヤマゼンからのものであることが明らかになっております。この施設は、県が鳴り物入りで誘致したものであり、公表のおくれたわけ、企業と県の責任も問われています。こうした事例も含めれば、産業廃棄物の焼却も含め、何でも焼却して処理をする方法は抜本的に見直すべきだと私は改めて考えるものです。

そうした点も踏まえ、(1)、国が示した基本計画と本組合が予定している大型焼却炉の整合性について、(2)、3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策の推進あるいは分別を徹底することにより、大型焼却炉は不要になると考えるが、見解を伺うものです。

以上で私の壇上での質問を終わりますが、ご答弁いかんでは再質問は自席より行います。よろし くお願いします。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

ただいま竹田議員から資料請求のありました資料を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 答弁の前に、議長のお許しをいただきましたので、大間第2期最終処分における浸出水処理ということで、竹田議員さんのお計らいにより提示することができました。これはあくまでも計画段階のときの計画概要でございます。次のページに、実際私どもが経過を写真におさめました。このような施設を立地したわけでございます。実際の数値がかなり下がっております。それを踏まえて、竹田議員さんのご質問の答弁に入らせていただきたいと存じます。

フロートバイオシステム工法の成果と課題についてお答えいたします。昨年12月、実証試験プラントを設置し、1月6日より稼働しております。実証試験の途中経過につきましては、BODの基準値60ppmに対し30ppm以下、原水のpHは12以上ありましたが、pH7程度まで中和され、極めて良好な経過であります。先ほど添付した最後のところに資料がついておりますので、お目通しお願い申し上げます。

しかしながら、今後検討しなければならない課題といたしまして、塩化物については現実証プラントでは処理が厳しい状況であり、現在除去の方法の検討を行っております。2月から、処理した水をカーペットにしみ込ませ、塩化物の除去が可能であるかをテストしております。6月までが実

証試験期間でありますので、推移を見ながら調査研究をし、早期解決に向けて努力してまいります。

次に、循環型社会形成推進基本計画に基づく本組合の考え方についてお答えいたします。ご案内のとおり、21世紀の経済社会のあり方として循環型社会が提起され、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定されたことに基づき、平成15年3月に基本計画が策定されました。この基本計画では、「廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設は、循環型社会の形成を図る上で不可欠」としております。

先ほど竹田議員さんも触れておりましたけれども、大量生産、大量消費、大量廃棄型の現社会においては、基本的には焼却処分をせざるを得ない状況であります。昨年の10月議会において、竹田議員さんのご質問に、「新焼却施設とリサイクルプラザを併用し、さらには広域化も踏まえ、30万人、300トンの効率のよい規模の検討をしていかなければ」と回答した経緯がございますが、当組合は大型焼却炉を建設するのが目的ではなく、建設費用や国の交付金の財源確保、施設の高度化、集約化をすることにより、効率的な発電や熱供給、資源の再利用、再使用を推進し、最終処分もできる限り減らすことが可能な効率のよい施設と規模を検討していかなければならないと考えております。

現在のリサイクルについては、住民に数多くの分別の協力をいただいておりますが、千葉県にある民間の施設では、例えばペットボトルのキャップとラベルを取り外さず、水洗いもせず、そのままの状態で受け入れ、すべて機械が選別する工程により売却利益が高まるとのことであります。また、スチール缶などの鉄類は価格変動があり、値の高いときにまとめて出すことにより売却利益を高めることができますが、それには集約化したストックヤードの整備が必要であります。

当組合といたしましては、平成19年度予算の議案にもお願いいたしておりますが、6月以降、(仮称)施設整備検討委員会を立ち上げ、循環型社会形成推進基本計画を踏まえつつ、ご指摘いただきました効率的な焼却施設について調査研究を重ねてまいります。さらには、議員さんのご指摘の住民、事業者、行政の協力、連携、協働といった問題も踏まえて、慎重な協議、検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 1回目の答弁が終わりました。 竹田悦子議員。

○5番 竹田悦子議員 再質問を行います。

まず、フロートバイオシステム工法による成果と課題というところで、データなどを見ると、顕著に数字が変わっているものもあれば、ほとんど変わらないと。しかもモデル事業ですから、それがすべていくということではなくて、あくまでモデルだから、そこら辺は本当に今後よく注目もしていく必要があるのではないかというふうに私も受けとめますが、県の指導しているのは、一定の数値が安定的に確保できた後に地主に返すという点で指導もされています。そういう点では、これ

は6月までのモデル事業ですけれども、全体として今後、例えば p H とか B O D などは一定成果も 出ていますけれども、今後はモデル事業を行っている事業所がどのように考えているのか、先方が 引き続き、今度はこちらが自己負担になると思うのですが、どういう方向でお考えを持っているの か、この点を1点目に質問を行います。

それとあわせて、この地域は上尾バイパスのエリアでもあります。上尾バイパスそのものがいつどういうふうになってくるかわかりませんけれども、私は、最終処分場のあり方そのものが大きく変わっていくもとで、中部環境としても最終処分場が返せるように努力しているということを広報などで知らせていく必要があるのではないか。フロートバイオシステム工法というのは、私もインターネットでアクセスしたのですけれども、なかなか、新しい工法なので、正確に認識できないというのが全体なものですから、そういう点でいうと、私たちは企業の広報をする必要はないとは思うのですけれども、より安全な方向としての広報のあり方についても検討すべきではないかというふうに考えますので、この点について2点目に再質問を行います。

それから、大型焼却炉の問題ですけれども、ここでちょっと、中部環境としては出されたものを処理するという、そういう機能を持ったところですので、発想の転換ができるかどうかというのがひとつ今後大きく問われていくと思うのですけれども、ゼロエミッション、ゼロウエイスト、そこの部分での考え方を構成市町の中に流布できるのかどうか、発想の転換ができるのかどうかというのが、今後のリサイクル施設を検討していく上でも私は一つの発想の転換のキーワードになっていくというふうに考えますが、その点でゼロエミッション、ゼロウエイストの考え方に転換できるのかどうか、この点をまず1点目にお尋ねをします。

それと2点目が、先ほどペットボトルなどは、今私どもはすべてキャップは外す、中は水できれいに洗う、乾かしてラベルもきれいにしてつぶして出すということで、住民がかなり分別も含めて協力していますけれども、先ほどのお話ですと、ペットボトルはキャップをつけたまま、ラベルもはがさない、その方が売却資産として売却利益が上がるというご説明もなさいました。ですから、そういう点からいうと、利益をもたらすリサイクル施設にしていくのか、それとも住民がきちっと手をかけた施設にしていくのかによって随分考え方あるいは施設の概要も違ってくると思うのです。私はあくまでそういう点では、ゼロエミッション、ゼロウエイストという考え方からいうと、大量生産、大量消費という考え方そのものをなくしていくという点では、あくまで住民がどういう意識を持った住民になっていくのかというのが、地球温暖化の防止も含めて随分大事な問題だというふうに考えます。そういう点では、売却利益を生むという方向は私はぜひ排除していただきたいというふうに考えますが、その点でどう検討されていくのか、一定のお考えなどもお示しいただきたいと思います。

以上です。

○岡田恒雄議長 再質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の大間処分場、6月以降の見解ということで再質問でございます。

この関係については、先ほど竹田議員さんからもご指摘ございました、数値を見ていると下がらない点もあるということでございますが、本モデル事業は、まずもってBODを減らすモデル事業を推進いたしました。塩化物の関係も先ほど答弁の中に触れさせていただきましたけれども、やはり塩化物も除去すると、それにはどうしたらいいかということで先ほど答弁の中に入れさせてもらいました。かなりの数値が出たということで、先ほども竹田議員さんにお礼の言葉を申し上げたのですが、各議員さんにこの資料がいったということで、初めから提示すべきですけれども、竹田議員さんに感謝いたしております。その数値によると、BODは現在、私ども処理前ですと五、六十をいっております。県の見解は20以下を原則とするということも排出基準に、基準は60ですけれども、20ぐらいに持っていってもらいたいということで、かなり良好な数値が出ていると私ども認識しております。

6月以降の見解につきましては、先ほども見守りながらということで答弁しましたけれども、今後、正副管理者にもご協議をお願いしてこの最終結果が出ます。そのときに、いかなる方向に持っていくかということで協議、検討をしてお願いをいたしまして、一つの方向を見出していきたいと考えております。今の段階では実証試験でございますので、この結果が終了次第、業者は撤収します。6月をもって撤収します。しかしながら、この工法がよいという認識を得た場合には、組合としてもBODを減らし、一日も早く開始したいものでございます。

先ほど竹田議員さんも触れておりましたけれども、上尾バイパスの件があります。私ども想定論では申し上げられませんので、今もってはBODを減らす、塩化物も減らすということの試みをしておりますから、6月までの見解はよければ考えていくということでご理解賜りたいと思います。

それから、最終処分場の廃止の件の広報に載せたらどうかという質問でございますが、この件に つきましては、私ども誠心誠意をもって最終処分場の記事の案をつくり、掲載していくように努力 してまいります。

それから、3点目のゼロエミッションの転換でございます。私ども、ごみ処理を預かる組合といたしましては、先ほど以来答弁の中に入れておりますけれども、構成市町との連携を図りながら一つの方針を打ち出しているものですから、中部環境がイニシアチブをとる面もあります。しかしながら、やはりこの関係につきましては構成市町と連携、竹田議員さんも触れた行政の問題、協働、いろいろなご指摘を竹田議員さんからいただいた経緯がございます。この案件につきましては、やはり構成市町との協議が必要だなというふうに考えておりますので、今の段階では私どもの見解を述べるわけにいきませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、売却利益を上げるのは議員さんとして反対ということで、ただ、いろいろなところで

焼却場もエネルギー、電気を売電しております。私どももやはり、今回も答弁させていただきましたけれども、以前のような補助金はいただけません。交付金という形で財源確保しなければなりません。それには国の方針に合った施設を検討していかなければならぬ、その一つが効率のよいという施設でございます。ですから、売却利益をどうする云々は、やはりこれから立ち上げていく施設検討委員会の中にも、リサイクルプラザを併用でございますので、協議、検討がされるものと考えております。

以上4点の回答でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 以上で、竹田悦子議員の質問は終了いたしました。

以上で、通告のありました一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時31分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

管理者提出議案の上程及び説明

〇岡田恒雄議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第1号は、このたびの自治法の改正及び平成19年2月13日、熊谷市と江南町の合併に伴う埼玉県市町村総合事務組合の規約変更の協議でございます。

議案第2号は、埼玉中部環境保全組合職員定数条例の整備をいたしたいとするものであります。

議案第3号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出 予算の総額に歳入歳出それぞれ4,261万6,000円を追加し、予算の総額を10億8,670万1,000円といた したいとするものであります。

次に、議案第4号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,416万9,000円とし、前年度と比べ1,633万5,000円、1.59%の減額をいたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金 7億3,895万3,000円、地方交付税分負担金 1億3,100万円、使用料及び手数料 1億1,500万円、財政調整基金繰入金1,966万4,000円、繰越金500万円等であります。

歳出の主なものは、議会費685万3,000円、前年度比265万円、27.89%の減額、総務費5,573万

7,000円、前年度比48万5,000円、0.88%の増額、衛生費6億7,270万7,000円、前年度比1,417万円、2.06%の減額、公債費2億7,387万2,000円、前年度と同額であります。

平成19年度のごみ処理総量は、管内発生量4万2,000トンを見込んでおります。

次に、議案第5号 運転管理業務委託契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。5社による指名競争入札の結果、株式会社カンエイメンテナンスと契約いたしたいとするものでございます。契約の金額は1億6,695万円、契約期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日であります。

以上、議案第1号から議案第5号までの5議案についてその概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田恒雄議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

議案第1号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第7、議案第1号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われておりますが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第1号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正及び平成19年2月13日、熊谷市と江南町の合併に伴い、市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

2 枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。地方自治法の一部改正により、第12条 第1項中「吏員」を「会計管理者」に改める。

別表第1中「上里町 江南町」を「上里町」に、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 荒川南部環境衛生一部事務組合 埼玉西部広域事務組合 熊谷地区消防組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合」に改める。

別表第2、第4条第1号に掲げる事務の項中「上里町 江南町」を「上里町」に、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 荒川南部環境衛生一部事務組合 埼玉西部広域事務組合 熊谷地区消防

組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合」に改め、同表第4条第2 号に掲げる事務の項、同表第4条第3号に掲げる事務の項及び次ページの別表第3、第2区の項中 「上里町 江南町」を「上里町」に改めたいとするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第8、議案第2号 埼玉中部環境保全組合職員定数条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

議案第2号の細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第2号 埼玉中部環境保全組合職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

当組合例規集に埼玉県央広域公平委員会設置規約がございますが、地方公共団体の執行機関を簡素化、経費削減及び合理的な行政を確保する目的で平成13年4月1日から施行しており、現在は鴻巣市、桶川市、北本市、北本地区衛生組合、埼玉県央広域事務組合、当組合の3市3組合で公平委員会を共同設置しております。

お手元に配付してございます議案第2号資料をお願いいたします。公平委員会共同設置に伴い、 平成13年2月議会において、埼玉中部環境保全組合職員定数条例第2第1項第4号、公平委員会の 事務局の職員1名を削除いたしましたが、第1条及び第2条第2項の改正漏れがございましたので、 条例の整備を図りたいとするものであります。不備がございましたことを深くおわび申し上げます。 まことに申しわけございませんでした。 それでは、議案第2号、1ページをめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。第1条中「、監査委員並びに公平委員会」を「及び監査委員」に改め、第2条第2項中「前号第2号、第3号及び第4号」を「同項第2号及び第3号」に改めたいとするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

竹田悦子議員。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。 質疑ございませんか。

○5番 竹田悦子議員 この条例の改正については、私どもも構成市町として、いわゆる公平委員の 共同設置がされたときに、それに合わせてそれぞれの、私どもの鴻巣でも公平委員の事務を共同設 置するということで条例改正もされて、これも中部環境保全組合でも公平委員の共同設置というと ころでは条例でやったと。だから、逆に言えば、執行部としても提案漏れがあったけれども、議会 としてもその部分で本来チェック機能を果たすべく、議会でもこの部分がちゃんとチェックできな かったというところでは私どもも反省すべき部分もあるかな、だから執行部も当然反省もしていた だくのですけれども、議会としてのチェック機能という点も大事な問題だというふうに思うのです

が、1点ですけれども、平成13年3月31日現在のこの条例を明示していただいていますよね。では、

〔「今現在はそうでございます」と言う人あり〕

実際に今、黄色の中にある、これ条例が最新というふうに解釈していいのですか。

○5番 竹田悦子議員 ですよね。ということは、この(4) 黄色い中には(4)が入っていない のだよね。この提案されているところの、ここにアンダーラインが押してあるという、ここ、やっ てあるというところで、4がないのに4号のところの部分が加除されていなかったということなの ですけれども、ちょっとこの整合性についてお示しをいただきたいというふうに思います。

それが1点目と、それから2点目が、先ほど、どういうふうに質問したらいいのかちょっとわからないのですけれども、埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約が出されて、その中に会計管理者、いわゆる収入役というのを会計管理者というふうにしてきますよね。今回、条例改正、規約の中に、この中にはいわゆる収入役という文言が何カ所か出てきますよね。それとの関係で、今回ちょっとミスが、提案漏れがあったということなので、ここの私どもが持っているこの例規集の中には収入役という文言は規則の中にあるのですけれども、条例の中にあるのかないのかも含めて、これで今回の条例改正をしたら一切漏れはありませんと言えるのかどうかをちょっと確認をしておきたいと思うのです。地方自治法改正との関係で文言が変わってきますので、ちょっとその点を確認しておきます。

- 〇岡田恒雄議長 事務局長。
- ○原 勇事務局長 先ほど2号関係資料をお目通しをお願いいたしますということで申し上げましたけれども、平成13年の2月議会には第2条の第4号だけを削除いたしました。しかしながら、1

条関係に公平委員会という文言がうたわれております。これは削除すべき点でございました。

それから、2項でございますが、4号を削除したにもかかわらず、2項のところに3号及び4号の職員という文言がございましたので、今回の公平委員会の共同設置については、すべてこれは削除するべきものでございましたので、今議会に上程をしたというものでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、鋭いご指摘なのですが、今回の地方自治法の改正には、私ども例規集の中に今回データベースの関係がございます。そこでも予算計上、これから 4 号議案で申し上げますけれども、地方自治法の改正に伴って条例が 1 本改正になります。それは収入役の文言です。それから、今回の地方自治法は、吏員と副市長、副市長は各構成市町ですけれども、収入役、事務吏員を、吏員を削除しますので、端的に申し上げますと、条例 1 本、規則、規程等に関して 9 本ございます。よって、竹田議員さんのご質問の地方自治法の改正によりますと、私ども10本の改正をせねばなりません。ただ、議会に上程するものにつきましては、特別職員の給与及び旅費に関する条例、これに収入役さんがうたわれております。それからもう一つ、施設整備基金設置管理、処分に関する条例、この中に納付書がございます。その中に収入役がありますから、 1 本漏れました、11本です。これから整備検討委員会も立ち上げてまいるという答弁をいたしましたので、すべて私どもやりますと14本ある。それから、今後の条例改正もあります。したがって、竹田議員さんのご質問の地方自治法に関する問題は11本でございます。

以上でございます。

- 〇岡田恒雄議長 竹田悦子議員。
- ○5番 竹田悦子議員 ということは、いわゆる改正地方自治法によって4月1日から施行されるものとかいろいろありますよね。それについては、基本的には上位法との関係では専決処分する部分もあるのか、それか5月の議会の中に条例改正として出てくるのかわかりませんが、そういうのも含めて、今回条例改正がないということは5月議会でやるというふうに解釈してよいのかどうか、この点確認します。
- 〇岡田恒雄議長 事務局長。
- ○原 勇事務局長 先ほど八幡委員長から、委員長報告の中で報告がございました。特別職職員の 給与及び旅費に関する条例、これは専決処分の議会運営委員会の許可を得ました。その理由といた しましては、3月に私どもの規約を各構成市町に議決を求めます。その規約が議決されないうちに 条例を改正するわけにいきませんので、やはり構成市町の議員さん方が許可を出したよと、その後、 議会をするいとまがないということで、議会運営委員会はこの案件の条例については専決処分とい うことで決定させていただきました。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 挙手全員〕

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第9、議案第3号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3 号)についてを議題といたします。

議案第3号の細部説明を求めます。

事務局長。

〇原 勇事務局長 議案第3号 平成18年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)に ついてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,261万6,000円を追加し、予算の総額を10億 8,670万1,000円といたしたいとするものであります。

5ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1節清掃手数料につきましては、4月から12月末までの実績は約9,300万円、収入見込みを1億2,000万円とし、500万円を増額いたしたいとするものであります。

3 款財産収入、1 節利子及び配当金につきましては、二つの基金の預金利子の見込額を補正いた したいとするものであります。

5 款繰越金、1 節繰越金につきましては、3,092万6,000円を補正いたし、3,727万7,000円といたしたいとするものであります。

6 款諸収入、1 節ごみ処理受託事業収入につきましては、行田市にございます彩北広域清掃組合から、焼却炉等の補修工事に伴い、2月22日から3月16日までの間、事業系ごみ270トンのごみ処理依頼が昨年12月20日にございましたので、予定量の90%を見込み、536万2,000円を補正いたしたいとするものであります。

6ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、2目財政調整基

金費、25節積立金は、利率の変動により増額いたしたいとするものであります。

3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、清掃手数料、基金の利子、繰越金、受託事業 収入、衛生費削減分を施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。なお、平成18年 度末施設整備基金は4億8,246万円見込んでおります。

3款衛生費、2目塵芥処理費、11節需用費、薬剤費につきましては、契約時の単価交渉により500万円の減額、修繕料の800万円は入札執行等に伴う減額であります。13節委託料につきましては、焼却炉等定期点検整備委託料700万円、環境調査業務委託料150万円、排ガス処理スクリュー及び雑用コンプレッサー保守点検委託料150万円は入札執行に伴う減額であります。鉄処分委託料300万円の減額につきましては、平成18年度の鉄処分契約先の変更により処分費が不要となりましたので、全額減であります。

なお、焼却灰等中間処理委託料は、当初予算で焼却予定量 4 万2,000トンを見込みましたが、小川地区衛生組合860トンの受託及び彩北広域清掃組合270トンの受託予定がございますので、灰処理全体で約400トンを見込み、焼却灰、ばいじん等の処理費、トン当たり平均 3 万5,000円の1,400万円を増額したいとするものであります。

ご審議をお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[堂手全員]

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時33分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

議案第4号の質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第10、議案第4号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを 議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

竹田悦子議員。

- ○5番 竹田悦子議員 議案の第5号と関連するのですけれども、運転管理業務委託料で、9ページ の委託費の中でカンエイメンテナンスに1億6,695万円で委託をするというのが19年度でありまして、18年度と比べたら約200万増額になっているのです。カンエイメンテナンスというと、毎年200万円くらいずつ、経年変化を見ていると推移しているのです。これは、この中身として、きちんと職員の給料として上がっているのかどうか確認をしたいというふうに思うのと、それから、実際に運転管理業務委託料の関係でいうと、5号にも関連するのですけれども、余りにもほかのところと比べたら安く管理業務をしているという点で、ここに働いておられる職員の皆さんの給与水準、ある意味給与の問題も非常に、給与格差や社会的格差、貧困の格差の問題も出てきていますけれども、ここで働いておられる皆さんの給与水準というのがどの程度なのか、この1億6,695万円の中ではどうなのかということについて。
- 〇岡田恒雄議長 事務局長。
- ○原 勇事務局長 1点目の職員の給料は上がっているのかということでございます。

先ほど竹田議員さんのご指摘のとおり、今回、昨年度と比べますと199万800円、消費税も含めてふえております。その中で、給与等170万円ふえております。私ども、入札が終わってからいろいる精査させていただきました。この競合した組合さんのやっている組合、例えば私どもは、これから第5号議案で申し上げますけれども、32名のパート2名の給与等は1億4,793万200円でございます。1人平均にしますと462万3,000円でございます。これをほかの組合さんが、当然比較できますので、高いところを調べてみましたら、1人頭約七、八百万でございます。ですから、いかにカンエイさんが安く人件費をお願いしているかという結果が出てくると思います。しかしながら、この200万ほど上がっているのは、些少でございますけれども、昇給を見ているという結果も出ております。

前回、15年だったかと思いますけれども、入札をしたときに 1 億5,120万円でカンエイさんが落札しました。もう一社、競合した会社がございます。 1 億5,200万でございます。80万円の開きでございます。ただ、今回も競合させるために指名選考をお願いいたしたところ、辞退をされました。

それはなぜかというと、会社の都合ということで、今回も競合をもってやらせると、少しでも安く 契約をしたいという趣旨がございまして、その関係上、どうしても200万円の増はいたし方ないの かな、給料面の200万でございます。ほかのところは、詳細を見ますと上がっておりません。その 辺も入札を精査させていただきました。竹田議員さんのご指摘のとおり、給料面と認識しておると いう答えがございましたけれども、そのとおりでございます。ですから、1点、2点目の給与水準 は、はっきり申し上げまして、私どもの委託会社は少ない。年齢はどれくらいかと調査しました。 平均年齢は42歳でございます。それと、正式な職員を定年した人を再雇用して安い給料でお願いし ているという実情もございます。ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 〇岡田恒雄議長 竹田悦子議員。
- ○5番 竹田悦子議員 なかなか難しいところですけれども、今の462万3,000円、1人当たりにするとというのは、462万がそっくりそのまま手取りになるわけではなくて、当然給料だから、給与も含めて福利厚生費も含めてあるから、手取りはもっと少なくなるわけですよね。そういう点からいくと、例えば私どもの、先ほどの七、八百万ということを考えたときには約3分の2くらいの給与水準で働いていただいているわけで、そういう点で、自治体のやるべき業務の内容と、それから全体の職員の給与水準が、その地域の給与水準を決めていくという点では非常に乖離があるのではないかというふうに思うのですけれども、今後そういう点からいうと、ちょっと5号にも入ってしまうといけないのですけれども、予定価格というか、それも含めたときに妥当なものかという検証が今後どうされていくのか、その1億6,695万円と予定価格というのも含めて。私は、ある程度検討して、やっぱり働く人たちの水準を上げていかなければ日本の経済の活性化にもつながっていかないと思うし、そういう点で、予算の中でできる限り節約をしながら、なるべく人件費に充てていく方向というのを検討がされるのかどうか、できるのかどうかというのも含めてちょっと問題提起をしたいと思うのですが、どうなのでしょうか。
- ○岡田恒雄議長 事務局長。
- ○原 勇事務局長 この関係につきましては、会社の方針と受けとめておりますので、事務局といたしましては答弁が難しいのですが、やはり会社の方針が、15年の入札のときに、前の委託会社からの比較しますと2,300万、契約が落ちております。そのときに、先ほど申し上げましたように、競合した会社が今回辞退しました。しかるに、竹田議員さんが先ほど以来ご心配している給料の面は約200万ぐらいずつ上昇しております。会社といたしても、その点はちゃんと昇給しているというふうに認識しておりますが、そこのほかのところとの関連性を見たときに、やはり私ども発注者側とすれば、どうしても安く契約したいというのはこれは現状でございます。余りにも設計額と発注額という、契約額が開きがありますと、設計額が甘いのではないかというような考えもございますので、今回の竹田議員さんのご指摘を踏まえて今後協議、検討も、また長期継続に関する条例等

も構成市町は整備してきておりますので、その辺も視野に入れながら検討してまいりたいと考えて おります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[堂手全員]

○岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 零時58分

○岡田恒雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号の説明、質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第11、議案第5号 運転管理業務委託契約の締結についてを議題といたします。 議案第5号の細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第5号 運転管理業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、委託契約を締結することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

内容につきましては、先ほど管理者から提案説明がございましたので、次ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、5社を指名、12月22日執行し、落札金額1億5,900万円、株式会社カンエイメンテナンスが落札したというものであります。委託料の主なものは、職員32名、パート職員2名、合計34名の給与、法定福利厚生費等の人件費であります。

ご審議をお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 堂手全員 〕

〇岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案の上程及び説明

○岡田恒雄議長 続いて、議員提出議案が提出されております。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の提出についてであります。

提出者は八幡正光議員で、賛成者は片山幸生議員、石井忠良議員、福島忠夫議員、林信好議員、 内野正美議員、内山幸雄議員であります。

それでは、提出議案について八幡議員に説明を求めます。

八幡議員。

○7番 八幡正光議員 議長の命によりまして、説明させていただきます。

発議第1号

埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の提出について

埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例(平成4年条例第1号)の一部を改正する条例を、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成19年2月16日

 賛成者
 同
 林
 信
 好

 賛成者
 同
 内
 助
 正
 美

 賛成者
 同
 内
 山
 幸
 雄

埼玉中部環境保全組合議会議長 岡 田 恒 雄 様

(提案理由)

埼玉中部環境保全組合規約の議員の定数及び選挙の方法、第5条の組合議会議員定数の改正に伴い、提出するものであります。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 提出議案の説明が終わりました。

発議第1号の質疑、採決

○岡田恒雄議長 日程第11、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例の提出についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

質疑を行います。

長嶋操議員。

- ○15番 長嶋 操議員 ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、議会議員の構成比はど のようになりますか。
- 〇岡田恒雄議長 八幡議員。
- ○7番 八幡正光議員 構成比は、鴻巣、北本、吉見の各2人の議員定数でございます。
- ○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 挙手全員 〕

〇岡田恒雄議長 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

管理者あいさつ

- ○岡田恒雄議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。 ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。 管理者。
- ○新井保美管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げさせていた だきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、 ご承認いただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいて おり、24年目を迎えることができましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在、当組合の懸案事項といたしまして、第2期大間処分場の廃止がございます。早期廃止に向けまして、また維持管理経費の削減に向けて検討を重ねておりますが、今後も地権者の皆様に対し、 誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の今後のご活躍、ご健勝を祈念させていただきまして、閉会に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

閉会する前に、私の方からも一言御礼のごあいさつを申し上げます。いながらで大変恐縮ですが、 申し上げさせていただきたいと思います。

優秀な長嶋前議長の後を受けまして、議会のご推薦をいただき、あと2カ月余りで2年になりますが、この間、皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、何とか議長職を務めさせていただくことができました。大変にありがとうございました。

先ほど管理者のごあいさつにもありましたが、当組合に課せられた大間処分場の廃止の問題、また新施設整備の問題、それから地元対策等、まだまだ不十分ではありますけれども、大きく前進させることができました。議員各位の皆さん、執行部の皆さん、事務局の皆さんのご支援があったものと深く感謝をするところであります。

今後ともご指導いただきますようお願い申し上げますとともに、この春行われる選挙に立候補を 予定される方々は、既に万全の態勢かと存じますが、遺漏なきよう戦い、よい結果の上、また中部 環境でお会いできますことを切にお祈りを申し上げまして、御礼のあいさつにかえる次第でありま す。ありがとうございました。

閉会の宣告

〇岡田恒雄議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

(午後 1時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成19年2月16日

議			長	畄	田	恒	雄	
署	名	議	員	片	Щ	幸	生	
署	名	議	員	田	中	克	美	
署	名	議	員	竹	田	悦	子	